

送付資料の概要

今回、配付させていただいた資料の概要は以下の通りとなっております。

資料 1:市川市環境基本計画及び市川市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の改定について 答申(案)	
背景	・昨年 8 月に市川市長より環境審議会に対して、「市川市環境基本計画及び市川市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の改定について」諮問いたしました。
資料内容	・本資料は、前回 11 月に開催した環境審議会でご審議いただきました答申骨子案や、いただいた意見を踏まえて、事務局が作成した答申案となります。 ・答申案は、1 ページ目、2 ページ目が前文となっており、3 ページ目が「計画全般に係る共通事項」、4 ページ目～7 ページ目が「環境基本計画について」、8 ページ目～10 ページ目が「地球温暖化対策実行計画について」となっています。 ・さらに、環境基本計画と地球温暖化対策実行計画については、項目ごとに意見を分類してまとめています。

参考資料 1:二酸化炭素排出量の修正と 2018 年度の二酸化炭素排出量(速報値)	
背景	・1 月当初、都道府県エネルギー統計の 2018 年度(速報値)が公開されましたが、併せて、過去に遡り統計数値が修正されました。 ・このため、過去に遡って二酸化炭素排出量を修正することになりました。
資料内容	・本資料は 2 ページの資料からなっています。 ・1 ページ目の左側では、今までの二酸化炭素排出量が修正された理由と、修正した項目を示しています。右側は、これまでお示していた 2013(平成 25)年度～2017(平成 29)年度の二酸化炭素排出量と、修正後の 2013(平成 25)年度～2017(平成 29)年度の二酸化炭素排出量を示しています。 ・2 ページ目は、左側で 2018(平成 30)年度の二酸化炭素排出量の速報値と、部門別の割合を示し、右側で、前年(2017(平成 29)年度)度から排出量が増減した理由と、参考として、2013(平成 25)年度～2018(平成 30)年度の排出量の推移を示しています。

参考資料 2:第三次市川市環境基本計画(案)及び第二次市川市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)(案)についてのパブリックコメント実施結果	
背景	・「第三次市川市環境基本計画(案)及び第二次市川市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)(案)に関するパブリックコメント」を、令和2年9月19日(土)～ 令和2年 10 月 19 日(月)にかけて実施しました。
資料内容	・本資料は、上記パブリックコメントで寄せられたご意見への対応となります。 ・資料の表は、左からご意見内容の分類、通し番号、頂いたご意見、ご意見に対する市の考え方、意見への対応となっており、対応は ①ご意見を踏まえ、修正するもの ②今後の参考とするもの ③ご意見の趣旨や内容について、考え方を既に案へ盛り込み済みであるもの ④その他(本計画そのものに対するご意見でないもの・質問等) の 4 分類となっています。 ・資料の 1 ページ目～7 ページ目までが、「市川市環境基本計画(案)」に対するご意見と市の考え方、8 ページ目～10 ページ目までが「市川市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)(案)」に対するご意見と市の考え方になります。

資料 2-1:妙見島混合所新規破碎処理施設設置事業 環境影響評価書案のあらまし

背景	・旧江戸川の中州に位置する『妙見島』(東京都江戸川区東葛西三丁目)内において、世紀東急工業㈱が新たに「廃棄物(がれき類)の処理施設」の設置事業を計画しており、東京都環境影響評価条例に基づき環境アセスメント手続きが行われています。 ・また、当該事業では、大気汚染、騒音・振動、景観、廃棄物、温室効果ガスが、環境に及ぼす影響の評価項目の対象とされています。
資料内容	・本資料は、1月18日より縦覧される、環境影響評価書案の内容を抜粋し、事業の概要や、周辺環境への影響についてまとめた資料となります。 ・具体的には、1ページ目に事業の概要について、2ページ目～4ページ目にかけて、事業の目的、事業計画の概要、工事計画、環境影響評価を実施した評価項目について記載しています。 ・5ページ目からは環境影響評価項目毎の評価結果と環境保全のための措置についての概要を記載しており、 ○5 ページ目:大気汚染 ○6 ページ目:騒音・振動 ○7 ページ目:景観 ○8 ページ目:廃棄物、温室効果ガス となっています。 ・また、9ページ目には、環境影響評価手続きの流れについて、10ページ目には、評価書案に対する東京都への意見の提出方法と、本市を含む評価書案の縦覧場所について記載しています。 ※ 環境影響評価書案は東京都の以下のページでご覧いただけます。 https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/assessment/reading_guide/oshirase/361_hasaisyori_an.html

資料 2-2:「妙見島混合所新規破碎処理施設設置事業」に係る環境影響評価書案に対する環境の保全の見地からの市川市の意見(案)(概要)

背景	・1月18日(月)から、「妙見島混合所新規破碎処理施設設置事業」に係る環境影響評価書案の縦覧が開始されています。【2月16日(火)まで】 ・これに関連して、近隣市は当該評価書案に対する意見を都知事へ提出することが出来ます。【3月3日(水)まで】
資料内容	・本資料は、評価書案に対する、庁内関係課の意見を取りまとめた資料となります。 ・資料の構成は、上部の表の左側に通し番号、右側が市川市の意見となっています。 ・下の四角で囲った部分は、市川市の意見を出すにあたり考慮した事項となっています。

資料 3:環境関連条例に係る基準及び特定施設の一部改正について

背景	・生活環境保全課では、市川市環境保全条例など環境関連条例に係る基準及び特定施設の一部を改正し、令和3年4月1日からの施行を予定しています。
資料内容	・本資料は、環境関連条例における改正内容の説明資料となります。構成は以下の通りとなっています。 ○1 ページ目:改正に関する補足説明 ○2 ページ目:「市川市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例に係る基準の改正」について ○3 ページ目:「市川市環境保全条例に係る基準の改正」について ○4 ページ目:「市川市環境保全条例の水質に係る特定施設の改正」について

